

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2008年9月30日

Vol.38

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



潮受堤防でせきとめられた諫早湾の青空

1997年4月14日、潮受堤防で閉め切られた後の同年8月14日に撮った諫早湾です。干潟が渴き上がり、そこにいた海の生物はムツゴロウもアゲマキもワラスボもみんな死に絶えました。渡り鳥も来なくなりました。干潟がレンガブロックのようになり、ハイガイの貝殻が白く骸をさらしている様は、さながら有明海の「墓標」のように見えました。

「いかんぞ いかんぞ思惟をかへさん

われの叛きて行かざる道に 新しき樹木みな伐られたり」

(荻原朔太郎)

2008年6月27日、佐賀地裁福山判決は潮受堤防の中長期開門を命じました。諫早湾内及びその近傍場の環境変化を調査することを命じたのです。それは水産資源の保護に加え地球環境の大しさを考えた結果だと思うのです。

あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊
弁護士 古屋 勇一
弁護士 古屋 令枝
弁護士 小宮 和彦
弁護士 中村 伸子
弁護士 上加世田 嘉隆



弁護士 古屋 勇一

ここ1、2年に読んだ中でのおすすめ小説です。暑い夜に読むなら幻想小説「夜市」(恒川光太郎)、時代小説では「吉原手引草」(松井今朝子)、思いっきり笑いたいなら「イン・ザ・ブル」(奥田英朗)、さわやかな気持ちになりたいなら高校陸上の青春小説「一瞬の風になれ」(佐藤多佳子)、心を洗濯したいなら「閉鎖病棟」(帚木蓬生)、エンターテインメントなら、「半島を出よ」(村上龍)。

私の
おすすめ
食べ物や本から
マニアックなものまで
自信をもってグッツ!



弁護士 前田 豊

インターネットで国立国会図書館の「日本国憲法の誕生」を見ること。家にいながら、憲法誕生の貴重な第一級の資料を見ることができます。グーグルで検索するとヒットします。

弁護士
小宮 和彦

堤未果著「貧困大国アメリカ」(岩波新書)。新自由主義の行きつく先にあるアメリカの現実の恐ろしさ。そして日本もそうなりつつある実感が…。
どげんかせんと~。



弁護士 古屋 令枝

北京オリンピック女子レスリング代表の浜口京子さんのお父さん。「わーはっは、わーはっは、わーはっは…」

おなかの底から思いっきり声を出して笑っている姿をTVで見ました。私もつられて真似してみました。初めは少しはずかしくても、次第に晴れ晴れとした気分になりました。おすすめです。



新人弁護士
うえかせだ よしたか
上加世田 嘉隆

苦節48年、遅まきの弁護士デビュー!
生まれも育ちも鹿児島です。
穏やかな外見の中に熱き情熱を込めて事件にあたります。
どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中村 伸子

友人の手作りの石鹼です。米油、椿油、オリーブオイルなどの天然素材にローズヒップやラベンダーなどのハーブで優しい香りや色が付けられていて疲れたお肌と心を癒してくれます。

橋本 絵美

トリアス久山にあるアメリカンスーパー マーケットコストコ。外国の洗剤や食料品が多数あってとても楽しめます。なかでもおすすめなのが、イートインのメニュー「ブルコギペイク」です。もっちりしたパン生地のなかにブルコギ(焼肉)が入っています。表面はパリパリで中はジューシー!ボリュームも満点でとっても美味しいです。



平島 照巳

任天堂のWiiFitです。ヨガや筋トレ、ゲームなどあり毎日手軽にできて運動不足が解消(!?)されます。それとWiiリモコンの電池はすぐ切れるので充電式の電池にするのもおすすめです。

森 礼子

私のおすすめは、「おいもっち」というお芋のチーズケーキです。花げしきというお店で、店舗は福岡県内に2ヶ所あり、インターネットでの購入も可能ですので、是非一度食べてみて下さい。すっぱくて甘い? くせになりますよ。

佐藤 亨恵

寝起きにコップ1杯の水を飲むと身体に良いそうです。命の水とか言うらしいです。私も最近頑張って飲んでいますが、慣れないで「うえ~」となってしまいます。(本当に身体にいいのだろうか??)

利だといいます。そして、例えば、憲法九条に違反する国の行為によって個人の生命や自由が侵害され、あるいは侵害の危機にさらされたような場合などには、平和的生存権を根拠にして、裁判所に対し、違憲行為の差止や損害賠償を求めることがで

「イラクの航空自衛隊空輸活動は違憲違法な活動を含んでいる」「平和的生存権は憲法上の法的な権利である」

一 名古屋高裁判決が示したものー

弁護士 前田 豊

歴史の歯車を動かすような

司法試験の勉強をしていた二〇代のころ、私は裁判官を志望し、生涯に一回でもいいから歴史の歯車を「ロット」と動かすことのできる判決を書いてみたいと思つていました。

二〇〇八年四月一七日、名古屋高裁は、「イラクの航空自衛隊空輸活動は違憲違法な活動を含んでいる」「平和的生存権は憲法上の法的な権利である」とする判決をしました。

これは画期的な判決でした。名古屋高裁の判決は、あたかも「王様の耳は口バの耳だ」と言った純真無垢な少年の寓話を思い出させます。わかりやすい判決で、日本の政界や社会の虚をつく判断でした。

これは画期的な判決でした。名古屋高裁の判決は、あたかも「王様の耳は口バの耳だ」と言った純真無垢な少年の寓話を思い出させます。わかりやすい判決で、日本の政界や社会の虚をつく判断でした。

全国B型肝炎訴訟への支援を！

小宮 和彦

(全国B型肝炎訴訟九州訴訟弁護団代表)

B型肝炎と予防接種

免疫力のない幼少期（5、6歳まで）にB型肝炎ウイルスに感染すると、ほぼ一生ウイルスが肝細胞に住みつくキャリアーとなります。幼少期を過ぎて感染することはありません。免疫力によりウイルスをやっつけてしまうからです。キャリアーになると肝細胞に住みついだウイルスは増殖し続けます。このようないウイルスとの共存期を経て青年期ころから免疫力が反応し出し慢性肝炎を発症するようになります。免疫力によりウイルスが住みついでいる肝細胞そのものがやられてしまうためです。さらに進行すると肝硬変や肝がんになることもあります。

幼少期にB型肝炎ウイルスに感染する原因としては、母親からの感染、輸血による感染がありますが、集団予防接種によって多くの人が感染しています。感染者に接取した同じ注射器をそのまま別の人々に注射すると感染してしまう

集団予防接種における注射器の連続使用によってB型肝炎被害者を出した国は責任を追及する全国B型肝炎訴訟が今年3月から全国各地の裁判所に提訴されました。福岡地裁には5月30日に20名、7月30日に24名、合計44名の原告が提訴しました（九州訴訟）。ほかに札幌、東京、大阪、広島、静岡、鳥取の各地裁にも提訴されており、7地裁合計113名の原告が提訴しています（7月30日現在）。これからも全国で統々と追加提訴が予定されています。原告らは幼少期に受けた集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染しキャリアーとなつた被害者です。

予防接種は予防接種法によつて国民が受けることを義務付けられていますが、戦前から注射器の連続使用によって感染症がうつることは指摘されていました。しかし、

国（当時は厚生省）は費用と手間を惜しんで昭和63年ごろまで注射器の連続使用を放置してきました。このために原告らは病気を予防するはずの予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染させられたのです。厚生省の責任は明白かつ重大です。B型肝炎だけでなくC型肝炎の原告5人の問題に過ぎないとして他のB型肝炎被害者に対する何の対策も取ろうとしませんでした。B型肝炎ウイルス感染者は全國に130万人いると言われています。予防接種によつてB型肝炎が何とか調査さえしようとしませんでした。国民の生命健康を守るといふ使命とは全く正反対の姿勢を示したのです。B型肝炎被害者たちは落胆と怒りをおぼえました。C

のです。注射器の針を変えない場合はもちろんのこと、針を変えても筒を変えなければ感染します。ウイルスが筒の中にも忍び込むのです。

全国B型肝炎訴訟始まる

連続使用が日本でウイルス性肝炎を蔓延させた大きな原因となつてゐるのです。

既に最高裁判所も厚生省の責任を認めています。札幌のB型肝炎被害者5人が平成元年に提訴し17年の歳月をかけて平成18年6月に最高裁判決を勝ち取ったのです。ところが国（厚生労働省）は札幌の原告5人の問題に過ぎないとして他のB型肝炎被害者に対する何の対策も取ろうとしませんでした。B型肝炎ウイルス感染者は全國に130万人いると言われています。予防接種によつてB型肝炎が何とか調査さえしようとしませんでした。国民の生命健康を守るといふ使命とは全く正反対の姿勢を示したのです。B型肝炎被害者たちは落胆と怒りをおぼえました。C



型肝炎については社会問題となり政治問題ともなり一定の解決が図られましたが、B型肝炎については最高裁判決まで出ていながら放置され無視されたのです。全国

B型肝炎訴訟は、このようないくつかの深刻な問題を抱えたまま、B型肝炎被害者の激しい怒りに突き動かされて、全国各地において提訴するにいたたたのです。

平和的生存権は具体的な権利

また判決は、「平和的生存権」が具体的な権利であるとします。

現代において、憲法の保障する基本的人権は平和的基盤なしには存立しないから、平和的生存権は全ての基本的人権の基礎にあります。

これを可能ならしめる基礎的権利だといいます。

判決では、原告はまだ平和的生存権を侵害されているとはい

ません。しかし、仮にイラクに派遣された自衛隊員が差止請求や損害賠償をした。

判決は、航空自衛隊機は国際紛

争状態にあるバクダッドに武装した米兵を輸送し、他国の武力行使と一体となって自らも武力の行使を行つたとの評価を受けざるを得ないから、憲法九条1項に違反す

るとします。

とてもわかりやすい判断です。

判決では、原告はまだ平和的生存権を侵害されているとはい

ません。しかし、仮にイラクに派遣された自衛隊員が差止請求や損害賠償をした。

判決は、航空自衛隊機は国際紛

争状態にあるバクダッドに武装した米兵を輸送し、他国の武力行使と一体となって自らも武力の行使を行つたとの評価を受けざるを得

ないから、憲法九条1項に違反す

るとします。

判決では、原告はまだ平和的生存権を侵害されているとはい

ません。しかし、仮にイラクに派遣された自衛隊員が差止請求や損害賠償をした。

判決は、航空自衛隊機は国際紛

争状態にあるバクダッドに武装した米兵を輸送し、他国の武力行使と一体となって自らも武力の行使を行つたとの評価を受けざるを得

ないから、憲法九条1項に違反す

るとします。

判決では、原告はまだ平和的生存権を侵害されているとはい

ません。しかし、仮にイラクに派遣された自衛隊員が差止請求や損害賠償をした。

判決は、航空自衛隊機は国際紛

争状態にあるバクダッドに武装した米兵を輸送し、他国の武力行使と一体となって自らも武力の行使を行つたとの評価を受けざるを得

ないから、憲法九条1項に違反す

るとします。